

プレスリリース

平成 15 年 1 月 22 日
水産庁 境港漁業調整事務所

韓国漁船による違法漁具の押収について

1月10日、島根県隱岐郡西郷町白島埼から北西沖約65Kmの日韓暫定水域に隣接する我が国排他的經濟水域において、漁業取締船「はやま」が、無許可で設置された韓国漁船による違法設置漁具を発見し、同日に米子簡易裁判所から、「排他的經濟水域における漁業等に関する主権的権利の行使等に関する法律（略称：漁業主権法）」第5条第1項違反（無許可操業）で捜索差押許可状の発付（本年1件目）を受け、漁業取締船「海鳳丸」「みうら」とび「かなえ」の3隻により、1月11日から1月20日の間に、延べ9日間かけて漁具の押収を行った。

押収した漁具は底刺網で、漁網に掛かっていた漁獲物はズワイガニであり、ズワイガニを目的に漁具を設置したものと思われる。

漁網に掛かっていたズワイガニは、資源保護のため海中へ戻している。

なお、押収漁具の一部は、境港花町岸壁に陸揚げして、仮置きしてある。

（本件の漁具押収量） 底刺網 18 Km 同用ロープ 5 Km

（本件の漁獲物） ズワイガニ 約8,140枚 約5,634KG

昨年から急激に不法漁具の設置が増加しており、韓国底刺網漁船が、日韓暫定水域のライン近くで操業しながら、漁業取締船の行動の間隙をついて侵犯を繰り返す状況が続いている。

更に、同海域付近に多数の不法漁具を発見していることから、1月21日に2件目の捜索差押許可状の発付を受けており、本日から押収を行うこととしている。

（参考）昨年の累計押収量

平成	件 数	底刺網	同用ロープ	カニ籠	同用ロープ
14年	11	180 Km	62 Km	1754個	86 Km
13年	6	39 Km	14 Km	335個	15 Km

問合せ先：水産庁 境港漁業調整事務所

電話：0859-44-3681

担当者：小谷